特定非営利活動法人
SAAJ 日本システム監査人協会報

公認システム監査人継続教育特集

公認システム監査人、システム監査人補の認定を維持するためには、「継続的な能力の維持・向上」が義務付けられています。制度創設から1年が経過し、今年末から継続教育実績申告が開始されますので、「継続教育要項」および継続教育セミナーの開催状況について報告します。

平成15年9月10日

公認システム監査人、システム監査人補の継続教育について

公認システム監査人認定委員会
継続教育部会

掲記の件については、公認システム監査人認定制度細目(14.2.25制定、15.2.6改定)に定められ、かつ公認システム監査人、システム監査人補の認定証裏面の「認定と継続に関する諸注意」にまとめられている。

以下は、今年末に最初の継続教育実績申告を行うに当たっての手続きを具体的に示すとともに、上記の規程類に若干の補足・解説を加えて「継続教育要項」としてまとめたものである。

記

継 続 教 育 要 項

1. 継続教育の考え方

産構審「情報化人材対策小委」の中間報告(99.6.21)の提言を受けて、当協会はシステム監査人に相応しい「実務経験」と「継続的な能力の維持・向上」に努めているかを別途評価して、認定する公認システム監査人制度を創設(02.7.1)して一年が経過している。

継続教育は、この「継続的な能力の維持・向上」の項目に該当するもので、上記中間報告の言う「IT技術が急速に進化する中で、システム監査人が最新の技術動向に対応できるよう情報処理技術者試験の見直しとあわせて定期的セミナーの受講を義務づけるなどの方策を検討する。」との提言を受けたものである。

継続教育要項は、公認システム監査人やシステム監査人補の人々が、システム監査や情報セキュリ

目 次

ティ監査あるいは関連する情報技術分野の最新の動向に対応できるようにし、その知識・技術に関する一定の能力レベルの維持・向上を図ることを目的に定めるものである。

2. 公認システム監査人、システム監査人補の認定と継続教育

当協会はシステム監査技術者を対象に、所定の継続教育の受講を条件にシステム監査人補を認定する。さらにシステム監査人補を対象に、2年以上のシステム監査の実務経験を審査し、所定の継続教育の受講を条件に、公認システム監査人に認定する。

なお、同時認定申請の制度や特別認定制度については、「公認システム監査人認定制度」(H14.2.25)に定められている。

公認システム監査人、システム監査人補の認定の有効期間は3年とし、継続教育の受講条件等をクリヤすれば認定の更新を行うことができる。

2-1.認定期限

認定日より3年経過した年の末日である。(昨02年度認定者の認定期限は、05年12月31日となる。)

2-2.認定更新申請期限

認定期限修了日の前3ヵ月より前1ヵ月までである。(上例で言えば、05年10月1日より11月31日までとなる。)

2-3.継続教育算定期間

第1年目 認定日の翌年年末まで(上例で言えば、認定日より03年12月末まで)
第2年目 翌々年初より翌々年末まで(上例で言えば、04年元旦より同年12月末まで)
第3年目 翌翌々年初より翌翌々年の認定更新申請期限まで(上例で言えば、05年元旦より同年11月末まで)

2-4.継続教育実績申告方法

各年末までの3ヵ月以内(10月1日以降)に、別途協会の指定する書式に記載して申告する。申告日以降年末までの実績は翌年目の当初の実績に繰り入れることができる。

なお、第3年目は11月末が申告期限となる。書式、記載項目は後述のとおり。

3. 継続教育の認定要件

公認システム監査人、システム監査人補の認定の更新には、認定日よりの3年間及び当該3年間に含まれる1年ごとに、次に定める時間以上の教育を受けていることを義務づけられる。

継続教育の範囲や認定される時間数も以下に定める。

3-1.継続教育義務時間

義務時間は次のとおりである。

	1年間最低義務時間	3年間最低義務時間
公認システム監査人	30時間	120時間
システム監査人補	15時間	60時間

3-2.継続教育の範囲

継続教育の種別、分野、活動内容、認定時間、上限時間を次のように定める。

種別	分野	継続教育とみなす活動	認定時間	上限
a	当協会主催の教育	講演会、セミナー、月例研究会、支部研究会、分科会への参加、システム監査普及サービスへの参画	実時間	限度なし

(注) 当協会の支部が主催する講演会・セミナーなども同じ扱いとする。
分科会とは当協会の事例研究会や各種部会等の総称である。
申告時の記載項目は、時間のほか日時、講演会名、講師、テーマでよい。

種別	分野	継続教育とみなす活動	認定時間	上限
b	他団体主催のシステム監査に関する講演会、研究会等	システム監査学会、日本セキュリティ・マネジメント学会、経営情報学会、情報システム・ユーザ会連盟、情報システムコントロール協会、日本内部監査協会、(財)日本情報処理開発協会、日本公認会計士協会、(財)金融情報システムセンター、システム監査普及連絡協議会、情報サービス産業協会、新設される情報セキュリティ監査協会などが主催するシステム監査に関する講演会・研究会などへの参加	実時間	限度なし

(注) 上記他団体名に下線のあるものは、今回追加して明示したものである。
なお、ISMS研修機関の実施するISMS審査員研修コース受講など、主催機関名が上に明示されていない場合、その他解釈上疑義ある場合は、種別fの個別審査として申告する。
申告時の記載項目は、日時、主催者名、講演会名、講師、テーマとなる。保存資料としては、講演会資料の表紙・目次等申告内容を証明できるもの。(後日の当協会のサンプリング調査に該当した場合に必要となる。)

種別	分野	継続教育とみなす活動	認定時間	上限
c	実　務	システム監査・検査・審査活動 ITコンサルティング活動 監査活動一般	左記活動の合計実時間	20時間/年

(注) 申告者の主たる職務としての実務をいう。申告時の記載項目は、外部監査、ITコンサルティングについては相手先名と活動内容(受託契約書等の写しが後日必要になる場合がある)、内部監査の場合は、申告者の所属・職務内容(職場の責任者の証明が必要になる場合がある。)となる。

種別	分野	継続教育とみなす活動	認定時間	上限
d1	教育学術1	大学・各種団体の講演・講義	各発表時間×3	限度なし
d2	教育学術2	論文・投稿発表	10時間／1稿	限度なし
d3	教育学術3	出版	10時間／1冊	共著を含む限度なし

(注) システム監査に関連する教育の講義、研究発表並びに研究・準備活動や書籍出版、論文、資料等の原稿作成活動をいう。「システム監査に関連する」とは、座構審・中間報告にあるようにIT技術の最新の技術動向に対応する内容などと広く解釈する。(種別bも同様とする。)
申告時の記載項目は簡略化し、講演・講義・論文・出版等を証明する資料の表紙・目次等のページの写しを申告書に添付する。

種別	分野	継続教育とみなす活動	認定時間	上限
e	普及啓蒙	システム監査の普及啓蒙活動 協会の運営を支援する活動	左記活動の合計実時間	20時間/年

(注) システム監査の普及啓蒙活動とは、種別bにある他団体の役員・幹事・世話人などとしての活動をいう。組織体内でのシステム監査推進の活動は、種別cの実務となる。
協会の運営を支援する活動とは、理事会活動をはじめ、事務局業務、会報編集業務、各種委員会業務などを含め、種別aの協会行事の開催を支援する活動などをいう。
申告時の記載項目は、団体名、申告者の役割、簡単な活動内容となる。

種別	分野	継続教育とみなす活動	認定時間	上限
f	個別審査	協会が個別審査の上認めた講演会などへの参加	実時間	限度なし

(注) 上記各種の継続教育とみなされる活動以外に、公認システム監査人、システム監査人補として、継続教育とみなせる活動があれば、あらかじめもしくは事後(年度末実績申告時でも可)に個別審査を受けることが出来る。 申告時の記載項目は、種別bに同じとなるが、審査用に受講資料などの写し(最低限表紙・目次等の内容が審査できる部分の写し)の提出が必要となる。

3-3.継続教育の調査

継続教育の実績申告(実施報告)の真正を確保するため、当協会として適宜サンプリング調査を行う。そのため、該当者は申告書の記載内容を証する関係書類の提出を求められることがあるので、申告後1年間は資料の保全に務めなければならない。

なお、申告者は、正当な理由がある場合を除き、当協会の調査を拒むことはできない。

4. その他

継続教育の実績申告の受付・審査・調査は公認システム監査人認定委員会継続教育部会が担当する。

本要項についての質疑については、当協会事務局に次のメールもしくはFAXでご照会いただきたい。

E-mail： saajjk1@titan.ocn.ne.jp

ＦＡＸ： 03-3348-4416

なお、継続教育実績申告書の書式は、別紙のとおりである。

以 上

公認システム監査人、システム監査人補の継続教育実績申告書　　年　月　日

公認システム監査人、システム監査人補　認定証NO　　氏 名　　印

種別	主催団体名	継続教育活動内容	講師名	テーマ名	実施時期	認定時間
					合計	

公認システム監査人、システム監査人補継続教育義務時間

	1年間標準義務時間	年間最低義務時間	3年間最低義務時間
公認システム監査人	４０時間	３０時間	１２０時間
システム監査人補	２０時間	１５時間	６０時間

累計時間

1年目		
2年目		
3年目		

公認システム監査人等の継続教育案内(広島・大阪)

当協会公認システム監査人認定委員会では、公認システム監査人等の継続教育対応の一環として、プロジェクト態勢を組んで、協会主催のセミナーを企画、実施しており、8月1日の東京での開催に引き続き、10月24日に広島、10月25日に大阪で、同じ趣旨のものを実施する。

広島、大阪での詳細は、次の通りである(原稿執筆時点)。

認定委員会内のプロジェクトチームとしては、年度後半に、別のテーマでの開催を予定しているが、企画が成立すれば、順次お伝えする。

＜広島＞

1. 主催：日本システム監査人協会
2. 後援：ITコーディネータ協会(調整中)
3. セミナータイトル：情報セキュリティ監査基準を解説する
   日時：10月24日(金) 14:00(午後2時)から 18:00(午後6時)
4. 場所：
   広島県生涯学習センター(ぱれっとひろしま)
   広島市東区光町2－1－14　　TEL(082)262-2411
   http://www.pref.hiroshima.jp/kyouiku/gakushu/center/map.htm
5. プログラム：

14：00－14：05	開会の辞	日本システム監査人協会副会長　橘和　尚道
14：05－14：35	わが国のIT戦略と情報セキュリティ政策	
(30分間)	中国経済産業局産業部情報政策課　課長補佐　向井　裕 氏	
14：35－14：45	質疑応答	
14：45－17：45	情報セキュリティ監査基準の実務的解説	
(3時間)	本協会副会長　和貝　享介	
(途中休憩あり)	(経済産業省情報セキュリティ監査研究会委員、監査法人トーマツ代表社員)	
17：45－17：55	質疑応答	
17：55－18：00	閉会の辞	本協会中国支部長　大谷 完次

6. 参加料金：　会員 3,000円　　非会員 5,000円
7. 集客想定数：30名～50名
8. 懇親会：　開始時刻：18時10分～　　場所：広島県生涯学習センター1階

＜大阪＞

1. 主催：日本システム監査人協会
2. セミナータイトル：情報セキュリティ監査基準を解説する
3. 日時：10月25日(土)　13:00～17:30　※
4. 場所：松下IMPビル5階会議室　※
5. プログラム：

開会の辞	日本システム監査人協会副会長　橘和　尚道
ごあいさつ	近畿経済産業局産業企画部情報政策課　課長　森畑　通夫氏　※
「情報セキュリティの動向(仮題)」(1時間予定)	
IPAセキュリティセンター企画調査グループ	リーダー　日下　保裕氏　※
情報セキュリティ監査基準の実務的解説	本協会副会長　和貝　享介
(経済産業省情報セキュリティ監査研究会委員、監査法人トーマツ代表社員)	
閉会の辞	本協会近畿支部長　石島　隆

以　上

※会報編集時点で調整中につき、最新情報はSAAJ HP(www.saaj.or.jp)で確認して下さい。

公認システム監査人等継続教育セミナー 第一回が開催される

公認システム監査人(システム監査人補)の初認定から1年近くたちましたが、その間に継続教育について問い合わせや開催要望が多く寄せられましたので、そのための教育セミナーを開催することになりました。

今回は、第一回として関東地区で開催されましたが、引き続き中国地区、近畿地区でも10月下旬に開催される予定です。

なお、今回のセミナー開催にあたり、経済産業省より情報セキュリティ政策室山崎課長補佐のご講演を戴きました。

セミナー参加は87名、その後に開かれた懇親会には30名が参加され、熱心な論議が交わされました。

NO.526 富山 伸夫

公認システム監査人等継続教育セミナー
開 催：平成15年8月1日
場 所：機械振興会館 6階
講 師：監査法人トーマツ パートナー
和貝 亨介氏
演 題：「情報セキュリティ監査制度の解説」

講義要旨

I. 情報セキュリティ監査制度の要点

・情報セキュリティ監査の要請

① ITの発達を受け、コンピュータ犯罪の頻発に伴い情報セキュリティマネジメントが必要となった。

② 保証への期待とニーズから、情報セキュリティマネジメントの独立かつ専門的知識を持った者による監査の要請がある。

③ 監査の正当性への不信や監査の効果が不明、或いは誰に頼むか分からないなど、情報セキュリティ監査とは何かが不明確なところがあった。

・情報セキュリティ監査とは

「情報セキュリティに係るリスクのマネジメントが効果的に実施されるように、リスクアセスメントに基づく適切なコントロールの整備、運用状況を情報セキュリティ監査人が独立かつ専門的な立場から検証又は評価して、保証を与えあるいは助言をおこなうこと」である。

情報セキュリティ監査を整理すると
背景：情報資産のリスクマネジメント
前提：リスクアセスメント
対象：情報資産コントロールの整備状況、運用状況
主体：情報セキュリティ監査人
要件：独立的、専門的
実施：検証、評価
報告：保証、助言

・情報セキュリティ監査関係資料

監査基準として
情報セキュリティ監査基準
同上 実施基準ガイドライン
同上 報告基準ガイドライン
管理基準として
情報セキュリティ管理基準
個別管理基準(監査項目)策定ガイドライン

・基準等の全体像は次の図のようになる

(図1 資料P9 上段)

・情報セキュリティ監査基準の位置づけ

監査人の行為規範であり、基準の体系として、一般基準、実施基準、報告基準がある。

・内部監査と外部監査

内部監査と外部監査の区分は、監査の目的が外部向けか内部向けかを基本とし、監査主体が外部か内部かは問わない。その関係は次図のとおり。

(図2 資料P9 上段)

・情報セキュリティ監査とコンサルティングの関係について

「助言・改善勧告」は、どちらにもある形態である。

「保証業務」と「合意された手続」は監査業務となる。これは国際会計士連盟(IFAC)の国際監査基準に倣っている。

「合意された手続」とは、保証できない場合に、監査を実施した生の状況のみを記述するもので、保証ではないが応用として使われ易いものである。

・助言型と保証型

助言型監査では、監査結果は、問題点の指摘と助言・勧告となる。

保証型監査では、監査結果は、情報セキュリティに関する監査対象の適切性の有無を述べる。保証は過去の一定期間について行われる。

情報セキュリティに関する監査対象の適切性の成熟程度を、マネジメントの成熟度モデルの階梯に当てはめて、適用できる監査の分類型を見出す方法がある。

このモデルを使うことにより、監査対象の時系列比較が可能になるとか、業態間、企業間、部門間などの比較が容易になり、また助言から保証へとステップアップする契機となる。

成熟度モデル3以上がISMS認証取得レベルと言われるが、このレベル以上の監査対象が保証型監査を採用できるものと思われる。

・情報セキュリティ管理基準について

監査人が監査上の判断の尺度として用いるべき基準であり、ISO/IEC17799:2000(JISX5080:2002)に基づいている。

情報資産保護のためのベストプラクティスとして、業種、規模に関係なく汎用的なものとし、組織体によってリスクアセスメントにより加除されることを想定している。

構成は、10項目の管理項目のもとにコントロール目標134項目、コントロール手続957項目となっている。

II. 情報セキュリティ監査基準

1. 一般基準

一般基準では、監査の目的・範囲の明確化、監査人の資質、監査人の義務、品質管理について決めている。

目的・範囲の明確化と監査人の権限・責任は、文書化された規程又は契約書等によるものとされている。

独立性については、外観的独立性として、監査対象資産とは現在・過去共に関わりのないこと、即ち企業としての独立性または監査従事者としての独立性を規定している。

さらに、精神的独立性として、独立不羈、公正不偏を挙げている。

職業倫理・義務については、倫理規定に基づく職業倫理、誠実性、注意義務、守秘義務等を規定している。

誠実性、注意義務については、専門的能力と専門家としての「相当な注意」を慎重な対応、懐疑的態度として規定する。懐疑的態度(Skeptical Attitude)とは、単純に信用しない(cool head and warm heart)こととされる。監査人の資質として重視されるところである。

品質管理については、特に外部が行う監査について、品質管理規定、監査契約、補助者の管理、監査調書の管理などを規定している。

品質管理規定は、監査結果の適切性の確保要件である。監査契約は、保証型監査の場合、監査をやれるかどうか(可監査性)につき監査リスクを明確にする意味で重要である。

補助者の管理は、代表者以外の監査従事者にも監査人の倫理・義務に準じたものを求めるとしている。

監査調書の管理は、適切な作成・査閲と保管を規定している。査閲は、監査管理者の業務であり、調書の所有権は監査人に帰属するが、金庫保管(文書)または暗号保管(電子媒体)が求められる。

保管された調書は、裁判または当局の審査以外では外部には出さないものである。保管期間は、助言型の場合は監査目的終了などを内規できめることとなるが、保証型の場合は商法による10年が適用される。

2. 実施基準

実施基準では、計画、監査証拠、監査調書、業務管理、専門能力の支援を規定している。

監査計画では、リスクアセスメントが前提となる。リスクの高い対象項目を詳細に検証する(リスクアプローチ)

監査証拠は、適切な監査技法を適用し、リスクとコントロールの適切性を立証出来るものが求められる。

監査調書は、作成が必須であり、厳正な保管が求められる。

業務管理は、計画立案から報告・改善指導まで、全体を通して適切な業務体制整備が求められる。

専門能力の支援としては、必要と判断される場合は、ネットワークスペシャリスト、システムアナリスト、弁護士、公認会計士などの専門家より支援を受けることとされている。この場合の利用方法、結果の判断などは、情報セキュリティ監査人の責任である。

監査実施のフレームワークは次のとおり

(図3　資料P9　下段)

3. 報告基準

監査報告書について、提示方法、合理的根拠、記載事項要件、記載事項についての責任、監査の指導性の発揮について規定している。

合理的保証とは、正当な注意をもって必要充分な証拠を基に保証することであり、コントロールの限界外や共謀があれば別である。時にはリスクを明言しての保証となることもある。

記載事項についての責任即ち監査意見に関しては、ガイドラインでアサーション方式とダイレクト方式がある。アサーション方式はマネジメントのコントロールに対して言明するが、ダイレクト方式は直接的に言明するので二重責任の問題が出やすい。しかし、監査人は書いたことの責任を負うのであって、事実やコントロールの責任を負うものではない。

改善指導で監査人の指導性発揮が求められているが、保証型の監査報告書は批判性が出て短文となる。助言型は指導性が強く長文となり、説明とフォローアップが重視される。

助言型報告書例
(図4　資料P9　上段)

保証型報告書には次の4分類がある。
肯定意見
限定付意見
—概要区分の限定…監査手続の制約
—意見区分の限定…除外事項
否定意見
意見表明しない

保証型報告書例
下記国際監査基準記載事項を満たしている。後発事情を避けるために、報告日付は監査対象期間と離れないことが重要である。
(図5　資料P10　上段)

合意された手続きによる報告書例
下記国際監査基準記載事項を満たしている。保証と開示を避けている。
(図6　資料P10　下段)

国際監査基準の監査報告書記載事項(参考)
・保証意見報告書
— 表題、宛名
— 報告日、実施者名称、報告書発行地
— 業務内容及び対象項目
(含む目的、対象期間)
— 当事者及び実施者の責任
— 目的の制限
— 準拠した業務基準、評価基準
— 結論

・合意された手続報告書
— 表題、宛名
— 日付、実施者の署名、住所
— 合意した手続を実施した目的、対象
— 実施した合意した手続
— 実施した手続が受領者との合意に基づくこと
— 当該契約で準拠した基準
— 監査人の発見事項についての説明
— いかなる保証も表明しないこと
— 追加手続を実施したならば他の発見事項があったかもしれないこと
— 報告書の配布先が同意した当事者に制限されていること

III. 情報セキュリティ管理基準

フレームと使い方
(省略)

管理基準の策定と監査

内部監査としては、情報資産の洗い出しとリスクアセスメントに基づき「管理基準」項目の抽出、項目追加により個別管理基準(監査項目)を策定し、個別管理項目の責任者(被監査主体)毎の監査を行うことになる。

外部監査の場合は、策定された(法律その他で)個別管理基準による監査、または「情報セキュリティ管理基準」に基づく監査、その他基準(コンピュータウィルス対策基準、コンピュータ不正アクセス対策基準、eSAC, COBIT, Trustサービス規準等)に基づく監査が行われる。

IV. その他

情報セキュリティ監査制度、ISMS適合評価制度及びシステム監査の3制度を比較すると下図のようになる。

(図7　資料P10　下段)

この制度を普及発展させるため、日本セキュリティ監査協会が平成15年9月発足する。発起人企業70社、後援団体11団体の参加で各種部会活動が始まる。

今後の展望として、電子政府(中央省庁、自治

図1 基準等の全体像

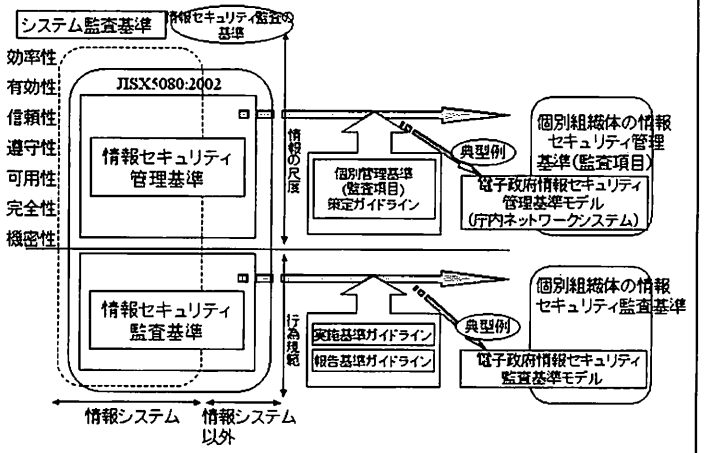

図2 内部監査と外部監査

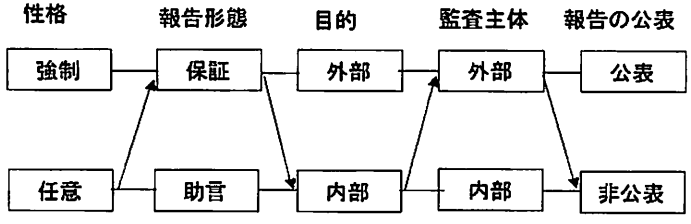

図3 監査実施のフレームワーク

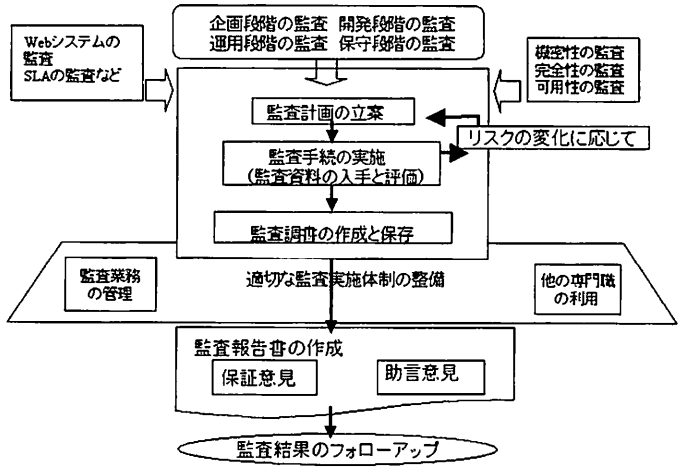

図4 助言型報告書例

情報セキュリティ監査報告書

宛名　　日付

監査人署名

われわれは①、「情報セキュリティ」に照らして②、200×年×月×日から200×年×月×日までの期間③に係るxxxを対象として④情報セキュリティ対策の実施状況について⑤監査を実施した。

われわれの任務は、監査手続を実施した結果に基づいて助言を行うことにある⑥。

われわれの監査は、「情報セキュリティ監査基準」に準拠して行われた。監査は、情報セキュリティに関わるリスクのマネジメントが効果的に実施されるよう、リスクアセスメントに基づいて⑦適切なコントロールが採用されているか否かを確かめ、問題点を検出し、提示するという観点から行われている⑧。

われわれは、200×年×月×日から200×年×月×日までの期間に係るxxxを対象とした情報セキュリティ対策の実施状況について、「情報セキュリティ管理基準」に照らして、以下の検出事項と、その改善提言を含め、ここに報告⑨する。

記⑩

検出事項　xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx

改善提言　xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx

図5　保証型報告書例

情報セキュリティ監査報告書

宛 名　　日 付

監査人署名

われわれは①、「情報セキュリティ管理基準」に従って②、200×年×月×日から200×年×月×日までの期間③に係るxxxを対象として④情報セキュリティ対策の実施状況について⑥監査を実施した。われわれの責任は、監査手続を実施した結果に基づいて意見を表明することにある⑥。

われわれの監査は、「情報セキュリティ監査基準」に準拠して①行われたものである。監査は、情報セキュリティに関わるリスクのマネジメントが効果的に実施されるよう、リスク評価に基づいて⑦適切なコントロールが採用されているか否かについて検討し評価している。採用した監査手続は、われわれが必要と認めたものを適用しており⑧、監査の結果として意見表明のための合理的な根拠を得たと確信している⑨。

われわれの意見によれば、200×年×月×日から200×年×月×日までの期間に係るxxxを対象とした情報セキュリティ対策の実施状況は、「情報セキュリティ管理基準」に照らして適切であるものと認める⑩。

①監査主体 ②判断尺度 ③保証する期間 ④監査対象 ⑤監査目的
⑥監査主体の責任 ⑦行為規範 ⑩監査意見

図6　合意された手続による報告書例

監査人による報告書

宛 名　　日 付

監査人署名

われわれは、「情報セキュリティ管理基準」に照らして、200×年×月×日から200×年×月×日までの期間に係わるxxxを対象として情報セキュリティの状況について検証した。この報告書は上記システムを対象として、監査人としての保証を付与するものではない。また、この報告書は外部の不特定の関係者に開示されることを前提としていない。

被監査側と合意の上で決定された検証の範囲及び具体的な検証手続、並びにその結論は下記の通りである。

記

xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx

図7　比　較

	情報セキュリティ監査制度	ISMS適合性評価制度	システム監査
目的	情報資産のセキュリティ評価	ISMSの評価認定	情報システムの評価
監査主体	情報セキュリティ監査任（任意）	ISMS審査員（認定）	システム監査人（任意）
監査基準	情報セキュリティ監査基準	なし	システム監査基準
管理基準（クライテリア）	情報セキュリティ管理基準	ISMS評価基準	システム監査基準

体)の情報セキュリティ監査、金融機関の情報セキュリティ監査、情報セキュリティ監査に特化したシステム監査などが行われると思われる。

今後の課題としては、まず需要側である経営者、組織の長、ネットワーク参加者などの間に、情報セキュリティ監査の重要性の認識を高め、セキュリティの説明責任が当然という状態になることが望ましい。

他方で供給側の信頼度を高めるためには、保証水準の確保が重要である。このためには、協会による(標準)監査手続の策定や報告様式の確立、さらに監査主体の責任の明確化などが必要となる。

Q & A

Q：情報セキュリティ監査はISMSとどう違うか

A：ISMSは準拠性、一括性に特徴。情報セキュリティ監査は、管理項目が広く部分的利用も出来、汎用性がある。

Q：管理項目の維持メンテナンスは

A：リファレンスとしては固定、あとは各自補充してゆくことになる。

Q：保証型はリスクアセスメントが前提か

A：リスクアセスメントに基づき」を明言することになる。法規や監査仕様によるリスクに基づきなんらかの限定をする。

Q：外部監査の開示はどうなるか

A：アサーション方式では、協議して開示を決めることになる。何らかの限定がつく。

我が国の情報セキュリティ政策の最新動向

経済産業省　情報セキュリティ政策室
課長補佐　山崎　琢也氏

講演要旨

情報セキュリティ政策は、次の５つの柱から成り立っている。

① セキュリティマネジメント
ISMS適合性評価制度および情報セキュリティ監査制度

② 技術評価
ITセキュリティ評価認証制度
暗号技術評価
PKIの推進

③ インシデント対応体制の整備
国際連携として、FIRST(Forum of Incident Response and Security Teams)およびアジア太平洋CSIRT (APSIRC)に参加している。
国内全般では、JPCERT／CC(コンピュータ緊急対応センター)とIPAセキュリティセンター(ウィルス情報)を設置し、さらに電子政府におけるNIRT (National Incident Response Team)を設けている。
業界毎では、Telecom-ISACが活動を開始した。

④ セキュリティ人材育成
2001年より情報セキュリティアドミニストレータ試験を開始し、2003年３月には情報セキュリティのスキルマップの策定を行った。

⑤ 国際連携
OECDは、官民の代表者から構成され、セキュリティのガイドラインや認証に関する宣言などを採択している。市場原則、ユーザによる選択の自由を重視し、セキュリティ対策は自己責任に基づく対策が基本としている。
G8(リヨングループ)は、ハイテク犯罪の取締りが中心で、犯罪取締りのための実体法、捜査に関する手続法のルールを整備した。国際捜査共助の方法も模索している。
ISO/IECは、民間主導でセキュリティに関する標準化を推進し、これまでにマネジメント、製品評価、暗号利用に関する規格を標準化している。

今後の方向性(これで足りているのか)

情報システムの役割増大に伴い、これに対する脅威は今や経済社会システムそのものに対する脅威と捉える時代に来ている。私見として今後の重要な視点を４つ挙げる。

視点① 我が国の情報セキュリティは、米国のサイバーセキュリティ国家戦略のよう

な「サイバーテロ対策」一本では貫けない。商人国家であるから経済安全保障としての議論が必要で、その上で構築するベストミックス(主体別に異なる脅威と守るべき情報資産)の提示が重要である。

視点② 基礎インフラとしてのネット社会に参加する自由と責任をどう定義するか。また、セキュリティ投資をリスクの数値化とどう関連付けるか。

視点③ 絶対的な安全はないというところを出発点として、インシデント前提で回復力のある基盤整備が必要である。
事故予防、拡大防止、保険機能などが重要な視点となる。

視点④ 個々のセキュリティ確保の究極は、情報資産分類から始まるセキュリティマネジメントにあり、その確立の重要性と目前の脆弱性を低減するメカニズムが必要である。

情報セキュリティ政策を推進するため、産業構造審議会に本年6月「情報セキュリティ部会」が設置され、併行して本年5月商務情報政策局長の諮問研究会として「情報セキュリティ総合戦略策定研究会」を開き検討を行っている。

情報セキュリティ政策を支える重要なものとして、情報セキュリティ監査制度がある。この狙いは、

① 情報資産分類から始まるセキュリティマネジメントの定着
② 保証や助言をとおして脆弱性低減メカニズムの構築
③ ITガバナンスや法的責任の分散をとおして情報セキュリティ投資とネット社会参加者の責任論強化

などがある。

情報セキュリティ監査企業台帳によって情報セキュリティ監査事業を全国各地域 に行き渡らせることにした。7月22日に公表されたもので244組織が登録されている。

こうした展開の中で、最も重要なことは監査主体の質の確保ということである。新たな国家資格が必要かは別として、現存する様々な資格との関係を整理したい。

また、企業として監査主体の質の確保のために、設立準備中のNPO日本セキュリティ監査協会の活動に期待している。

以 上

東北支部設立記念報告

東北支部副支部長 No.1201 高橋 典子

おかげさまを持ちまして東北支部が6月に無事に設立いたしました。これも皆様のご支援の賜物と深く感謝いたします。

東北支部の設立総会及び記念セミナーについてご報告いたします。

1. 東北支部設立記念セミナー

6月28日に小野副会長、橘和副会長を講師にお迎えして東北支部設立記念セミナーを開催しました。テーマは「ISMS・CMM」で出席者は45名(支部会員9名、一般3名、ITコーディネータ33名)でした。

今回の記念セミナーは、東北支部会員が少ないこと、東北支部の主体となるメンバーがITコーディネータであったことから、SAAJの広報、地域のITCとコラボレート体制をとるきっかけ作りをするため、ITコーディネータ宮城会(ITCみやぎ)との共催によるセミナーといたしました。

午前の「ITCプロセスガイドラインとCMM」はITCみやぎが主体、午後はSAAJ東北支部設立記念セミナーという構成で開催いたしました。

また、今回のセミナーは、ITコーディネータの知識ポイント(4時間1ポイント)取得や地方自治体へのアピールを図るため、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会及び財団法人仙台市産業振興事業団(仙台市中小企業支援センター)からの後援もいただきました。

以下にセミナー概要を記載します。

○日付:平成15年6月28日(土)
○場所:㈱富士通東北システムエンジニアリング
○セミナー内容:

(1) ITCプロセスガイドラインとCMM
講師:西城秀雄(西城技術士事務所代表)

(2) 情報システム監査・情報セキュリティ監査に対する日本システム監査人協会の取組み
講師:小野 修一(SAAJ副会長)

(3) ISMSver.2について
講師:鈴木 実 (SAAJ副会長)

(4) 「最近のシステム監査をめぐる問題について」
講師:橘和 尚道(SAAJ副会長)

今回、橘和副会長、小野副会長の講演にかなりの方がSAAJに興味をもたれ、夜の懇親会では約半数の方が参加し、公認システム監査人の資格取得や会員入会の話がITCのメンバーから聞かれました。

また、ITCみやぎの方から、公認システム監査人特別認定講習の受講や公認システム監査人の資格申請の話題が出てきた事はタイアップの成果であり、講演をして頂いた橘和副会長、小野副会長、資料を送付して頂いた事務局の方々に深く感謝したいと思います。

SAAJとITCのタイアップは一つの形として今後も良好な関係を維持しながら活動して行きたいと思います。

○東北支部設立総会

セミナー終了後、6月28日に小野副会長、橘和副会長にオブザーバーとして参加頂き、支部会員9名で設立総会を実施いたしました。東北支部長に鈴木実副会長、副支部長に髙橋典子、佐藤賢一氏が満場一致で選任されました。今後、17名の支部会員とともに勉強会や実践セミナーの誘致等の活動を通してシステム監査の普及に努めてまいりますので皆様の支援をお願いいたします。

以　上

第98回月例研究会報告

NO.526　富山　伸夫

日　時：平成15年8月26日
場　所：東京労働スクエア601号室
講　師：日本銀行　考査局
　　システムリスク分析グループ
　　大石　正人　氏
演　題：「金融機関におけるシステム統合の課題」

当協会の会員でもある大石氏に、日銀の考査業務から見た銀行業界のシステム統合の課題を解説して頂いた。

参加者は、70人でした。

1. 決済システムと日本銀行

日本銀行には、物価の安定、金融システムの安定という2つの目的があり、機能として「銀行券の発行と決済」、「最後の貸し手機能」、「金融政策の運営」を持ち、更に政府の金庫番として国の事務取扱いに関する業務を行っている。ここでのキーワードは、「決済」「決済システム」である。

日本銀行は、発券銀行及び銀行の銀行という立場で、銀行券の発行と日銀当座預金による決済サービスを提供している。銀行間の為替決済、手形交換、外為円決済などは当座預金の口座振替によって行われている。

決済機関としての日本銀行は、決済システム＝日銀ネットの運営者として、その設備を機能させるとともに、システムを利用する銀行等の参加者と共通の「ルール・ブック」を持つ。

従って日銀は包括的な意味で「決済リスク」に最も関心をもつ存在であり、決済の安全性、効率性の重要性とバランスに配慮しつつ、民間決済システム改善への働きかけを行う。これをオーバーサイトという。

2. 考査・オフサイトモニタリング

民間金融機関は企業や家計との間で決済業務を担っているが、個別の金融機関の倒産、特定の市場又は決済システム等の崩壊が、他の金融機関、他の市場、または金融システム全体に波及するリスクが存在する。

日本銀行は、決済システムのオーバーサイト

に加え、こうした民間銀行の経営の健全性に目配りしていく必要がある。最後の貸し手といわれる所以である。

日銀考査は、資金決済を円滑にするための働きかけとして、日銀法や考査契約に基づいて行われる。金融庁の検査や一般のシステム監査とイメージ的な比較をすると図のようになる。

(図　システム監査との比較)

3. 銀行システムの特徴・脅威・対処

銀行システムの特徴は、各種決済の中核であること、業務がすべてオンライン化されていること、デリバリーチャネルの多様化とオンライン提携の拡大が進んでいること、金融技術と情報技術が相乗的に発展していること等である。

銀行システムを巡る環境で脅威とされるものには次のようなことが挙げられる。

- チャネルの多様化とオープン技術の採用が情報セキュリティの重要性を高めた。
- システム障害への世間の注目度合いが大きくなって、システム増強への圧力となってきた。
- 想定シナリオを超えた事態の発生が予想され、緊急時対応体制の必要性が高まった。
- 収益環境がよくない中でIT投資・経費節約に頭を悩ませる状態になった。
- レガシーシステムの維持管理が重荷となってきている。2007年問題は大開発時代担当者の役職定年入りから来ている。
- 経営統合などにより、難度の高いシステム統合プロジェクトが多くなっている。

これらの脅威に対処する例としては、

- 更なる安定化とリスク管理の高度化で、要はPDCAを地道にやる。
- プラットフォームの共通化を図る。
- オンラインシステムを更改し、コンポーネント化を図る。
- アウトソーシングを活用する。これは今まで安全サイドに作ってきたものを、安く早くのベンダに任す矛盾があり、銀行がうまく管理できるか悩ましいところである。
- 緊急時対応計画、業務継続計画(Business Continuity Plan)を策定する。

などがあり、近年の考査の実施方針でもこれらの関係事項が取り上げられている。

4. 銀行のシステム統合

システム統合とは、統合理念(ビジネスモデル)を具体化する業務体制の実現であり、インフラであるシステム面の対応と業務処理の変更である。このため、期限、品質、継続性に対する厳しい要請がある。

リスク管理面からみた銀行のシステム統合の特性には、

- 組織体制変更でマネジメントプロセスの改革がある。
- 時限性でスピードと品質が大切であるが、この二つは両立しにくい。

システム監査との比較(イメージ)

	考査(ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ) <私見を含む>	検査 (推定)	システム監査 (外部監査を念頭) (推定)
根拠	日銀法、考査契約	銀行法(行政権限の行使)	契約
実施時期	事前通告(調整)	予告なし	相談
対象分野の優先度	考査実施方針など	検査方針など マニュアルに準拠	都度
手続き	内部(一部公表されたチェックリスト)	公表されたチェックリスト等	監査法人の内部手続き等
結果の通知	書面、モニタリングによる補完	書面指摘、強制力あり(是正措置)	監査報告書、フォローアップは被監査先の自主性
働きかけ	・サウンドプラクティスペーパーの公表 ・国際機関や外国中銀との連携	マニュアルの公表、など	—

・時間・マンパワーの資源制約がある。特にノウハウをもつ人材が得にくい。
・サービス中断の回避による業務継続が肝腎で、特に勘定系・決済系(基幹システム)がポイントである。

大手金融機関の基幹システム統合の特徴は、①統合不調時の社会的影響の大きさ、②プロジェクトの難しさ、負荷の大きさ、③時限性の高さ、④海外当局の関心の高さ、などがある。

プロジェクトリスクへの対応は、
・目的意識やシステム統合の基本方針の明確化、共有化、および資源の確保、配分への配慮、さらにシステム部門を含む全行的な体制の確立、ユーザー等の責任範囲の明確化などによる経営層による主体的関与
・例えば、経営統合当初は中継システムのみを完成させ、その後時間をかけて本格統合へ持ってゆくなどで、リスク分散し段階的移行
・関与者が広範に渡るため、統合イベントを認識の上、適切な指標によるモニタリングと適時対処の仕組みをつくる。時限性と品質確保の兼ね合いを考慮した綿密なプロジェクト管理

などが必要である。

万一の備えとして
・課題認識と早期警戒、迅速対処
・チェックポイントの設定とコンテンジェンシープランの策定
・システムと業務対応の両面からリハーサルによる問題発見、潰し込み
・対外テストとして決済機関等との連携
・新旧併行稼動、フォールバックの考慮

なども必要である。

5. 統合プロジェクトの教訓と展望

個々の統合ケースに触れるわけには行かないので、一般的に述べると

① 経営統合の目的に最も適したシステム統合方式を合理的に選択し、納得性を高めること
② Y2K経験を活かしたプロジェクトの遂行が必要で、経験のあるCIOの「あの一言」が生きてくる。
③ 全社的な体制とシステムリスク管理の枠組み構築が重要である。特に夫々の企業カルチャーによってリスク管理の仕組みが違っているので、組織や意識の一体化、業務部門の関与・連携、リスク統括部署や監査部署がミドルオフィスとして横串を通した審査を行うことなどが必要とされる。

Q & A

Q：みずほ銀行の件は、推察するに言語道断のものがあるが、そうしたITガバナンスの責任は、考査では出たのか

A：個別の金融機関のリスク管理は自己責任であり、決済システムとしての評価は難しい。リスク管理体制が充分であったのか、日銀としてもメッセージを出すなどして、重く受け止めている。

Q：日銀ネットの障害があったようだが原因は何か

A：公表はないが、専門誌には潜在バグがあったように書かれている。

Q：日銀も金融庁の検査を受けるのか

A：独立の関係で、協力関係にある。別の観点だが、他の中央官庁と同じく会計検査院の検査を受けている。

(感想)

金融リスクだけでなくシステムリスクをも日銀考査の対象とされるのは時代の流れとして当然であろうが、実際に各銀行に考査に入られた方のお話を聞くと、あらためて決済インフラの維持に多くの関係者が苦心していることに感心させられた。

システム監査実務セミナー（4日間コース）報告

NO.750 畠中 道雄

1. 始めに

去る8月23・24日、9月6・7日の4日間、千葉のOVTA(海外職業訓練協会)において事例研究会主催の平成15年第2回システム監査実務セミナーが開催されました。冷夏と言われた今年の夏も、セミナーが開催された後半には本来の夏らしさが戻りましたが、講師8名、近畿支部からのオブザーバ1名で開催いたしました。今回は、新教材を作成すると共に、ITコーディネータ協会の「ITC対応専門知識研修コース」に認定してもらい、1回のセミナーでは過去最高の28名の受講生に参加頂きました。

2. セミナーの形式

本セミナーは今年1月に開催した実務セミナー4日間コースの課題・スケジュール進行をベースにしています。今回は受講生28名を1チーム3～4名の8チームに分け、これに講師が一人ずつ付く形で研修が進められました。研修は少人数のチームごとにシステム監査のプロセスを体験しながら16の課題に取り組みました。ロールプレイや講師によるコメント、検討結果の発表は、2チームで1グループを構成してグループごとに行われました。さらに2グループで1ユニットを構成し、最後の監査報告会はユニットごとに行われました。第1回の実務セミナー4日間コースは、今回の1ユニット分に相当する規模で開催されましたが、今回は倍の規模での初めての試みとなりました。

3. セミナーの経過

セミナーに用いた教材は監査普及サービスを実施した旅行会社のケースで、「新情報システムの企画を適切に実施しているかシステム監査基準に基づき評価する。」という監査目的を設定して監査体験をしました。教材については、あらかじめ講師陣で資料の電子化と校正を行いました。セミナー前半の2日間では、システム監査の動向と技法の解説に始まり、監査依頼者の意向確認・トップインタビューのロールプレイを行った後、監査テーマの設定検討、個別監査計画書の作成、予備調査・本調査のための資料収集の検討まで行いました。前半日程と後半日程の間で、受講生は提供された資料に基づく、予備調査項目の洗い出しを宿題として課せられました。セミナー後半の2日間では、予備調査・本調査のロールプレイを行った後、監査報告書を作成し、最後にシステム監査報告会のロールプレイを体験しました。

4. 受講生について

今回の受講生も広島から宮城までと全国から集まっていただきました。また、これまでの経験や現在の仕事も様々で、情報交換の場となった懇親会は大いに盛り上がり、当初予定していなかった、後半日程での懇親会も有志で開催されました。セミナー資料や監査マニュアル、講師コメントも参考になっていると思われますが、時間内に課題をまとめるという点では、皆さん、普段の実力を発揮されていました。

5. 講師について

セミナー形式でもご説明しましたが、今回は8人の講師で4日間セミナーを2ユニット同時進行で実施しました。講師陣はロールプレイの配役を演じ、講師コメントの準備とプレゼンテーション、受講生の指導など、これまでになく事前準備と円滑な進行が必要となりましたが、特に支障もなく進めることができました。また、近畿支部からは土出克夫氏にオブザーバ参加していただき、セミナーのプログラムや進行、教材の内容などに関する的確な指摘をいただきましたので、次のセミナーに生かしていきます。

講師：鈴木 実、富山伸夫、吉田裕孝、
森本哲也、三輪智哉、沼野伸生、
太田 香、畠中道雄
近畿支部：土出克夫

6. 本セミナーを修了すると

本実務セミナーは今回からITコーディネータ協会より専門知識研修コースに認定されました。このセミナーを修了された方には知識研修の知識ポイントに換算できる学習時間22時間(5.5ポイント相当)が付与されます。また、当協会が認定している公認システム監査人のためのシステム監査経験としては、1年間のみなし経験とされます。

7. まとめ

2回目となった実務セミナー4日間コースですが、今回の2ユニットによる開催についても

概ね支障なく進行できることがわかりましたので、引き続き開催していく予定です。一方、教材については、この２～３年監査普及サービスの依頼と実例がないことから、それ以前の題材を使わざるをえず、受講生のアンケートでも新しい事例による研修が望まれています。事例研究会としては、是非共監査人協会メンバー・受講生の関係などからシステム監査普及サービスの依頼を頂き度、宜しくお願いします。

8. 今後のセミナーの予定

本年は、以下の日の開催が確定しています。(詳細はSAAJ　HPをご参照)

・ 11月１日～２日
　実践セミナー(大阪府吹田市)
・ 11月23日～24日
　実践セミナー(宮城県)

来年(平成16年)の開催予定

・ 実務セミナー(４日間　千葉市幕張OVTA)
　第一回　1/24,1/25,2/7.2/8
　第二回　8/21,8/22,9/4,9/5
・ 実践セミナー(２日間　地方支部と共催)
　第一回　5/29,5/30
　第二回　11/27,11/28

システム監査未経験の会員の皆さん、是非機会をみつけてシステム監査の実際を体験してみて下さい。新しい仲間もみつかりますよ！！！

電子自治体監査事例紹介

「大阪府電子調達システム開発委託におけるシステム監査の実施」
(協会報　No.72の中間経過の続報)

NO.6017　法人会員
情報システム監査株式会社　樋口　勝彦

大阪府では「e-ふちょう」アクションプランの一環として平成14年度より「大阪府電子調達システム」の開発に着手しており、現在、第二期開発が進行中です。

当社は、昨年「大阪府電子調達システム開発委託(第一期)におけるシステム監査」を受託し、『システム開発過程を対象としたシステム監査』を実施いたしました。

本稿では、会員の皆様のご参考に供することを目的として、私どもの経験を振り返り、ご報告いたします。

「開発過程におけるシステム監査」には、情報システムを発注する者の真剣な願いが込められています。それは、これから開発する情報システムが、期待どおりの性能と品質を備えたものとして完成することをより確かなものにしたい、という願いです。しかも、それを客観的事実として、公にアピールすること、およびそれを適正費用で実現することが重要なのです。

今回のシステム監査は、発注者である大阪府が、あらかじめシステム監査費用をシステム開発経費の一部として予算に組み入れ、開発と同時並行的にシステム監査を実施するという、画期的な試みでした。システム監査の発注に際しては、監査費用の上限を600万円とされ、複数の業者から提案された監査提案書が学識経験者等により評価された結果、システム監査受託者が決定されております。

情報システムの開発において、目的(品質・納期・費用)を達成するためには、その過程で生ずる様々な課題をタイムリーに解決しなければなりません。しかし、システムが大きくなり、複雑化していくとき、発注者、開発者ともに、具体的問題への冷静な対処が難しくなりがちです。

こういう状況下においてこそ、システム監査人の役割(※)が必要とされます。

(※)ユーザや開発者からの独立性を保ちなが

ら、客観的な観点を持って開発業務が計画に沿って適正に取り組まれているかを点検・評価し、各工程における問題点の指摘と改善への方向性を示唆することにより、開発業務を成功に導くよう適切な支援を行う。

その一方で、開発当事者(ユーザおよび開発者)の主体的、積極的な取り組みこそが情報システム開発成功の本質的な鍵を握っていることもまた真実です。システム開発と同時進行するシステム監査における監査人の存在意義は、ユーザと開発者の間に立って行司役を務め、またあるときは共に問題解決に努めるところにこそあるとも考えられます。

今後、大型システム開発を外部に委託し、かつ自組織で品質管理の検証と進捗管理の体制を作りづらい場合、システム監査をも同時に外部委託して補完することが一般的になることを期待いたします。

以下に、システム監査実施および結果について簡単に記します。

平成14年10月より平成15年3月までの約6ヶ月間で「大阪府電子調達システムの開発」と「関連業務の平成15年度以降の基本検討」と同時並行でシステム監査を実施しました。また、システム監査実施に際しては、『システム監査基準』(昭和60年1月制定　平成8年1月30日改定)および『地方公共団体における情報セキュリティ対策に関する調査研究報告書』(平成14年2月)に準拠して行いました。システム監査手法としては、システム監査計画書に基づき開発ドキュメント類の精査、ヒアリング、会議への参加、納品物件の確認、フォローアップ監査、現場視察等を行いました。

当初の計画ではシステム監査は基本的に各工程の開始前、中間地点、完了時の3回に分けて実施する予定でしたが、開発スケジュールに余裕がなく大阪府および開発委託業者が多忙を極めたため、被監査部門におけるシステム監査実施の負荷を極力下げる為、システム監査人がシステム監査の実施とは別に毎週2～3回、大阪府において開催された基本検討会議等にオブザーバーとして参加し、システム開発過程への取り組みを点検・評価しました。これは、監査企業が地元業者だからこそ可能であったことかもしれません。

システム監査結果中間報告会は3回実施し、大阪府事務局側の主体的な取り組みが求められる点と開発者側のスケジュールの遅延に対する積極的対応の欠如、第二期開発の基本検討報告書に対する品質やセキュリティ要件の組み込み不備等の改善報告、機器調達の遅れに伴う工期の遅れに対する緊急指摘事項などを報告しました。

最終納品後の平成15年3月下旬の最終報告会では、開発現場の視察が制約されたために品質管理の検証が十分できなかったこと、異常系のテストが計画通りに行われていないこと、テスト実施状況の報告に一部欠落があること、納品ドキュメントの品質に問題があることを指摘し、この状態では成果物の品質レベルを確保しがたいことをシステム監査結果最終報告書に取りまとめ報告しました。(開発業者側では追加作業を行い、整備し直したドキュメントを3月末までに納品しております)

大阪府のホームページで公開されている「大阪府電子調達システム開発委託におけるシステム監査について」には、『開発当事者(大阪府及び開発業者)とは異なる第三者の監視により、緊張感のある開発となり、納期を遵守し、システム監査の委託費用を上回る充実した効果が上がった』と監査結果を評価していただいております。

大阪府の事例では、システム監査を導入しなかったならば、仕様書変更が頻発し、納期遅れが必至となり、さらに品質確保に問題が生じたことなどが十分類推されます。

平成15年度においても、開発と同時並行でシステム監査を実施する為、昨年度の経験を踏まえ積極的な側面支援となるように取り組みたいと考えております。(この件に関するお問い合わせがありましたら、投稿者までお願いいたします。)

(参考)
大阪府電子調達ホームページ
http://www.pref.osaka.jp/kenso/e-nyusatsu/index.html

平成15年度第7回理事会議事録
日本システム監査人協会

平成15年７月９日(木)18:30～20:30
於：三井物産(株)会議室
出席者：
小野、橘和、富山、蓮見、和貝、一村、岩崎、打矢、片寄、勝田、木村、鈴木(信)、竹下、力、山口(忠)、山口(芳)、吉田、芳仲、

1. 審議事項

(1)広報予算増額の件
・現予算は新聞広告対応として30万円を計上しているが、その他の媒体利用を考慮して80万円程度に増額したい。
＞予算は30万円据え置きとして、Web等を使った予算内での広告媒体を再検討する。

(2)会報掲載論文の募集および審査方法(案)の件
・先の理事会で決定し、会員から論文を募集し、会報に掲載することで、システム監査・セキュリティ監査活動の普及拡大を後押しすることとなった。
・会報に掲載する論文募集および論文審査の基準を定め、具体的な運営方法を作成した。
①会報掲載論文募集要項(案)
②会報掲載論文審査要綱(案)
③会報編集委員募集(案)
＞ 上記①～③について、一部修正し承認された。

2. 報告事項

(1)ISACA東京支部総会
・橘和副会長が参加した。
・主な新役員は、会長：梶本政利氏、副会長：木村章展氏、高須昌也氏である。
・東京支部会員が500名を超えており、大阪支部等を入れると公認情報システム監査人(CISA)は700名超となっている。

(2)第１回システム監査基準検討委員会
・７月１日に開催され、橘和副会長が参加した。
・橘和副会長が「SAAJにおけるシステム監査の取り組みについて」説明した。
・橘和副会長が「システム監査基準検討WG」の委員となった。

(3)会員の状況
・2003年６月末時点で、法人会員は24法人、個人正会員は906名である。

(4)97回研究会
・第97回研究会「個人情報保護に関する法律について」が７月14日に開催される。
・会員が75名、非会員が13名の応募を受けている。

(5)98回研究会
・８月26日予定であり、日銀の大石氏にテーマ「金融機関におけるシステム統合の課題」でお願いしている。

(6)継続教育用セミナー
・継続教育用セミナー「情報セキュリティ監査基準を解説する」を８月１日に開催する。
・継続教育用セミナーのため、公認システム監査人のみに案内を送っているが、一般会員にも案内を送る。
・広島から同テーマのセミナー依頼を受けている。

(7)実務セミナー
・４日間コース(８月23,24、９月６、７)の募集中で、現在14名を受け付けている。
・実務セミナーをITコーディネータ協会の認定専門知識研修コースとして頂く様、ITCA宛申請した。
審査結果は７月20日過ぎに通知ある予定。
認定されると受講者のうちITC資格保持者には知識ポイントが付与される登録料と審査料7万円、年間更新料1万円必要となる。

(8)会計
・３ヶ月毎に収支報告を行うことになっているため、現在、１月から３月までの収支実績をメールしている。
・会費収入は順調である。
・研修収入は1500万円の予算をあげているが、今のところその他収入は無い。

(9) 税務署より
・消費税の事業者免税基準が3000万から1000万に引き下げられるため、協会も課税者となる(予算ベースで1500万)。
・これに伴い、研修費などが消費税が加算されることになる。

(10) 会報
・原稿の締め切りは7月15日である。

(11) 法人部会
・情報システムユーザ会連盟より、10月21日のシステム監査講演会の後援依頼を受けた。
・会報にシステム監査講演会の案内を入れる。

(12) メーリングリスト
・理事メールの登録アドレスをチェックしている。
・会員については会報で案内する予定である。

(13) ホームページ
・7月末には新ホームページにする予定である。

(14) 法人部会
・業務推薦制度について検討中である(次回理事会で提案予定)。
・自治体向け啓蒙普及活動として、セキュリティセミナーや小冊子を作成中である。

(15) 公認システム監査人申請開始
・公認システム監査人の申請を開始した。
・既に、監査人及び監査人補の応募を何件か受け付けている。

(16) 次回理事開
・8月理事会は開催しない見込みであり、次回理事会は9月10日に行う。

議長 橘和尚道
議事録署名人 和貝享介
山口忠男

＜次回理事会開催予定＞
平成15年9月10日(木)18:30～
三井物産(株)15階金属A会議室(地下鉄大手町C5出口)
＊第8回理事会議事に基づき、出席者に力氏を追加した

平成15年度第8回理事会議事録 日本システム監査人協会

平成15年9月10日(水)18:30～21:00
於：三井物産(株)会議室
出席者:
小野、橘和、富山、蓮見、岩崎、勝田、金子、木村、鈴木(信)、竹下、力、沼野、本田、松枝、吉田、芳仲、藤野、馬場、萬代
(中部支部理事の代理出席)
※7月の理事会の出席者に力氏を追加

1. 審議事項
(1) 推薦制度の件
法人部会担当小野副会長から「日本システム監査人協会推薦制度」の提案と説明があった。
・質疑応答
Q：台帳の登録番号は告知されるのか。
A：登録番号による登録者の管理は考えていない。
Q：「推薦書」は発行するのか。
A：必要であれば発行する。
Q：公認システム監査人認定制度とは別にこの様な制度を持つことは、制度の重複にならないのか。
A：協会会員は公認システム監査人・システム監査人補でない者もいるため、会員のビジネスチャンスを広げるために当制度を考えた。

・当制度に対する意見・要望
・推薦について、推薦委員会と理事会の判断が違った場合、どうするのか。
・訴訟になった場合、「協会が支出した訴訟費用は、被推薦者が負担する」旨を条文に明記して欲しい。

・推薦委員会の委員が当事者になった場合の委員の扱い(委員を変更する等)を明確にして欲しい。
・運営細則を作成し確実な運営をして欲しい。

・結論：
意見・要望のあった内容について検討し、次回再提案すること。

(2)継続教育要項の件
・橘和副会長から「継続教育要項」の提案と説明があった。
追加事項：「申告書」にこの用紙を使う旨を明記する。
・結論：追加事項を含め採択された。
本件の広報について公認システム監査人及びシステム監査人補には、メールで伝達する。
次回会報に掲載する。いずれHPにも掲載し公開する。

2. 報告事項

(1)システム監査学会
10月24日開催のシステム監査学会「第16回公開シンポジウム」の後援団体となった。

(2)会計監査について
9月10日に監事の藤野氏が当協会の会計監査を実施した。監事意見として下記事項を報告した。
・会計ソフトを使って効率的に会計処理を行っている。
・賃貸料が未払金のままである。理事会で検討し処置を決定すること。
・会計規程に「仕分」の表現あり、「仕訳」に訂正すること。
・理事会で作成した当協会の規定は、すぐ取り出せるように整理しておくこと。

(3)会計
平成15年度半期(1月～6月)事業会計の実績を報告した。
・認定事業については、収入支出とも600万円の予算に対し実績がダウンする見通しである。
・会議費の支出が30万円ほど超過した。
総会の会場費が超過の原因である。

(4)月例研究会
・第99回月例研究会(9月30日)の申し込み者は現在91名(会場の定員は150名)
・第100回月例研究会は10月27日実施、講師は小野副会長に依頼した。

(5)ホームページ
当協会ホームページをリニューアルした。

(6)事例研
・第二回実践セミナー4日間コース(8月～9月)の参加者28名(今年の累計68名受講)
・受講者アンケートに年間計画の要望があったため、平成16年は年間計画を作成したい。
・プロジェクターを4台購入した。他の研究会でも使用して欲しい。
・実践セミナー4日間コースは、ITコーディネータの継続研修に認定された。
2日間コースも申請を予定している。
・実践セミナー2日間コース4回目は、東北支部で11月23,24日に実施する。
・実践セミナの2日間コースと4日間コースで異なるテーマを受講した場合は、「合計1年半の公認システム監査人の監査実務と認定している」ことを確認した。

(7)商標
・「公認システム監査人」が8月15日付けで商標登録された。
・理事の登記を7月24日に行った。

(8)会報
・次号の原稿締め切りは9月15日、発行は10月上旬の予定。
・継続教育要項、東北支部発足、他 掲載予定
・投稿論文として、すでに1件の応募があった。
・編集委員の応募を会員に行った。多数応募あり。

(9)システム監査基準見直し検討委員会
・第二回(8月5日)、第三回(8月28日)橘和副会長、本田理事が参加した。
・第四回(9月12日)は本田理事が参加する。

(10) システム監査基準研究会
・10月2日 システム監査基準研究会を実施する。
議題 システム監査基準見直し検討委員会の状況報告
日本システム監査人協会としての今後の対応 他

(11) 継続教育
・10月24日広島、10月25日 大阪で実施する。
・テーマ「情報セキュリティ監査制度の解説」講師 和貝副会長
・両日とも、認定委員会から、橘和委員長が参加する。

(12) 公認システム監査人申請
・公認システム監査人申請者数は9月5日現在で22名、補は20名
・東京面接実施： 9月27日、10月4日
・名古屋面接実施： 10月11日
・大阪面接実施：10月12日
・富山面接実施：未定

(13) 法人部会
・「中央青山監査法人」様が新たに法人正会員になられた。
・監査企業台帳登録企業に入会の勧誘を行う。

(14) 近畿支部
・9月12日システム監査を知らない人向けにセミナーを実施する。25名程度参加希望あり。
・9月19日定例研究会を開催する。
・10月4～5日 近畿・中部・北信越3支部の合同研究会を実施する。
・10月25日 継続セミナーを実施する。
・11月1～2日実践セミナーを実施する。

(15) 中部支部
・7月12日例会を実施した。24名参加した。
・9月20日 例会実施予定 参加募集中。
・10月4～5日 近畿・中部・北信越3支部の合同研究会を実施する。
・11月14日 ソフトピアジャパン協賛セミナーを実施する。

(16) 3支部合同研究会への本部理事の派遣
・10月4～5日 敦賀市で実施される近畿、中部、北信越3支部合同の研究会に鈴木(信)理事を派遣する。

(17) 講演報告
・日本QA様から依頼のあった研修会に出講し、QAとシステム監査に関する講演を行った。(芳仲理事)共通フレームSLCPが話題となった。

以 上

議長 橘和 尚道
議事録署名人 竹下 和孝
金子 長男

＜次回理事会開催予定＞
平成15年10月8日(水) 18:30～
三井物産(株) 15階金属A会議室(地下鉄大手町C5出口)

支部便り

北海道支部便り

NO.893 渡部 洋子

お盆を過ぎると秋風の北海道ですが、今年はまだ暑い日が残っている不思議な天気です。それでも、街路樹のナナカマドの実は色づき始めています。冬への序奏の始まりです。

では夏の支部活動のご報告です。

(1) 7月の研究会

7月24日に「個人情報保護法関連セミナー」を開催しました。北海道ITコーディネータ協議会、日本システムアナリスト協会北海道支部との共催です。共催は以前からのテーマだったのですが、ようやく実現しました。狭い地方でのこと、これに限らずこれからも相乗効果を上げるべく協力できるところから協力していきたいと思っています。参加者は、会員6名、非会員18名の計24名でした。

終了後は有志での懇親会に続きました。

(2) 8月の勉強会(ビデオ)

9月2日に、ちょっと遅れましたが8月の勉強会として「個人情報の保護に関する法律について」(第97回研究会)のビデオ上映およびディスカッションを実施しました。このところ話題の個人情報に関する勉強会を集中して行ってい

ますが、その区切りとして折り良く届いたビデオを見て内容に関してディスカッションしました。会場はいつもの北海道立市民活動促進センター、参加者は新会員の宮前さんを含めて会員7名でした。人数が少なくちょっとさびしかったのですが、ディスカッションは、いつものように盛り上がり、懇親会に続きました。

東北支部だより

NO.1201　高橋　典子

1．河北新報の記事掲載

7月11日に東北最大の地方新聞である河北新報(仙台)に東北支部設立の記事が掲載されました。また、河北新報社を訪問した鈴木東北支部長が、同月15日の河北新報の「交差点」というコラムに協会の活動とともに顔写真入りで掲載されました。

2．公認システム監査人特別認定講習の仙台開催

8月22～24日の3日間に当初仙台で予定がなかった公認システム監査人特別認定講習(論文コース、監査コース)を実施いたしました。これは東北支部設立総会でITコーディネータの方々がシステム監査に興味をもたれ、情報システム監査(株)にお願いし仙台で開催した事もあり、12名の方が講習を受講されました。(監査コース12名、論文コース4名)。皆さん合格されて会員になって頂く事に期待しています。

3．9月の月例会の実施

9月13日に初めて月例会を開催いたしました。9名が集まり、「商品トレーサビリティの向上に関する取組状況」のビデオを視聴し今後の月例会について簡単な議論をいたしました。

東北支部はまだ誕生したばかりで手探り状態ですがやっと運営を開始いたしました。11月23日・24日には仙台での「システム監査実践セミナー」も予定されており、今後益々、鈴木東北支部長を中心として、一致団結した活動を強化してまいりたいと考えております。今後とも皆様のご支援・ご教授をお願いいたします。

中部支部便り

NO.962　山崎　敏夫

北信越支部のみなさまへ

北信越支部設立おめでとうございます。

8月号の会報をいつも以上にじっくり読みました。設立総会に50余名もの出席があり、記念講演も地元の山田村電脳塾の発田氏も含めて有意義な3テーマがあり、参加された皆さんは有意義な時間をすごせたのではないでしょうか。この設立総会のスタートダッシュは、森支部長の熱意とメンバーの皆さんの活発な活動の賜物で、すばらしいものです。

実は、私、富山に対して少し思い入れがあります。社会人になって最初の3ヶ月間、営業研修ということで富山営業所に勤務していました。社会人として始めて生活した町が富山市です。気楽な学生生活から、出社時間厳守の社会人生活に切り替えた場所であり、富山の皆さんお世話になったという記憶があるからです。

そして、この8月の夏休みに立山に行ってきたばかりです。

ただ、中部支部の例会で森さんや梶川さんに会う機会が減るのは残念です。支部は独立しても、これからも交流はお願いします。梶川さんが、「修学旅行のような」と表現されている合宿も11月に計画していますので、北信越支部のみなさん、ぜひ参加してください。

北信越支部のこれからの発展をお祈りします。

補足：中部支部合宿は、広く募集していますので、ふるってご参加ください。

日時：11月29日(土)
午後1：00～30日(日)朝12：00（一泊二日）

場所：
愛知県知多郡東浦町「あいち健康プラザ」

中国支部便り

NO.401 大谷 完次

中国支部では、公認システム監査人等の継続教育の一環として以下のとおりセミナーを開催します。今年度4月から開始された経済産業省の「情報セキュリティ監査制度」の監査基準の解説や国のIT政策の最新情報が受講できますので、是非この機会に受講頂きますよう、お願い申し上げます。

またこのような監査に関するセミナーは、中国四国地方では始めてであり、情報セキュリティに関心ある方々にも大変参考になると考えますので、この機会にご参加頂きますようご紹介をお願い致します。

記

日時 ： 10月24日(金)14時00分から18時00分

場所 ： 広島県生涯学習センター
(ばれっとひろしま)
広島市東区光町２－１－１４
TEL：０８２－２６２－２４１１
http://www.pref.hiroshima.jp/kyouiku/gakushu/center/map.htm

講演１：
「わが国のIT戦略と情報セキュリティ政策」
講師：
中国経済産業局産業部情報政策課課長補佐
向井 裕

講演２：
「情報セキュリティ監査基準の実務的解説」
講師：NPO日本ｼｽﾃﾑ監査人協会副会長
和貝 享介(経済産業省情報セキュリティ監査研究会委員、監査法人トーマツ代表社員)

受講料： 会員 ３，０００円、
非会員５，０００円
(受講料には、資料代・消費税を含みます)

対象者：継続教育受講が必要な公認システム監査人／システム監査人補
情報セキュリティ監査基準･政策の詳細を知りたい方

セミナー終了後、講師を交えた懇親会を予定しています。場所はセミナーと同じ会場で、会費は3,000円です。

詳しい内容や申込方法などは以下のホームページにて公開予定です。
http://www.saaj.or.jp

新入会員の声

入会のご挨拶

NO.1224 石井 成美

SAAJ/JSAG中部2002年度合同合宿にJSAG中部メンバーとして参加した際、SAAJ中部メンバーの方々の親しみやすさに触れ、活発な討議を通して、システム監査人としての役割・立場の違いに興味を持ちました。

公認システム監査人の認定を受け、SAAJにも入会させて頂き、情報処理システム監査技術者試験も合格することが出来ました。

システムアナリスト，プロジェクトマネージャー，ITコーディネータ、業務コンサルタント等の資格を有し、各々の立場・役割を意識しながら、主に製造業のお客様に対するシステム企画・計画業務を担当しております。

また、システム企画を行う前のフェーズとして、各種情報システムのシステム監査および社内の内部監査も実務担当しております。

システム監査を遂行する上では、監査対象から独立かつ客観的な立場のシステム監査人であり、情報システムを総合的に点検および評価し、組織体の長に助言および勧告するとともにフォローアップする一連の活動を実施することの難しさと、幅広く深い専門スキルの必要性を痛感する現在、更なる自己スキルの習得・向上を図るべく、SAAJでの活動に期待することは多大です。

今後共、ご指導賜ります様、宜しくお願い致します。

システム監査に興味を持つに至った経緯

No.1243 原田 一紀

現在、私は東京都庁の情報システム部門に所属しておりますが、システム監査技術者試験を受験し、本協会に入会するまでの経緯を述べさせていただきます。

私は、いわゆる理系の人間で、情報処理の技術的な面に興味を持っておりました。情報処理技術者試験では、ネットワークスペシャリストなどを取得し、平成13年度から希望しておりましたシステム管理部門に異動することになりました。

平成13年度から15年度にわたって、都庁では、電子都庁推進計画に基づいて、多くのシステムが構築されてきました。ネットワークの担当者である私も、システム担当者と情報交換し

たり、技術的な知識があることから相談を受ける機会がありました。そうした機会に、私自身が、単に技術を知っているだけでなく、技術以前に考えるべき点は何か、そうした知識はどのように得られるかと考えるようになりました。都では、情報システム監査技術者を重要視していることもあり、試験範囲を調べてみると、私の疑問の答えるものだと思い、勉強し、幸運にも平成14年度に合格しました。

現在、住民基本台帳ネットワークに代表されるように、自治体が持つシステムが重要な情報を扱っていますので、システム監査は非常に重要です。そのため、自分自身の研鑽と今後のシステム運用を熟考するためにも、本協会に入会し、情報交換させていただきたいと考えています。

(会員への連絡)

① 住所や勤務先、メールアドレスの変更連絡は、事務局：saajjk1@titan.ocn.ne.jp へ。

② 月例研究会への参加申し込みは、事務局：saajjk1@titan.ocn.ne.jp へ。(開催案内には返信しないよう注意してください。全国の会員へ同報されてしまいます。)

③ 継続教育申告書には、記録としての記名捺印が必要ですので、記名捺印後の申告書を事務局宛郵送して下さい。

会員が書いた本の書評

NO.898　竹下　和孝

梅津尚夫著
「情報セキュリティアドミニストレータ基本教科書」
日経ＢＰ社出版　2200円+消費税

セキュリティが話題になっているときに、タイムリーな本が出版されました。執筆者は、会員の梅津尚夫氏です。

この本は情報セキュリティアドミニストレータ受験のために必要な知識を得る本でもあると同時に、情報セキュリティシステムの構築を行なう人の基本テキストでもあります。

セキュリティは情報技術の課題であるとともにマネジメントの課題だといわれます。しかし、技術とマネジメントをどのように効率的に学べばいいのでしょうか。

情報セキュリティアドミニストレータが必要とする知識は、「IT技術者育成カリキュラム　情報セキュリティアドミニストレータ」(日本情報処理開発協会)に記述されており、本書は、このカリキュラムに沿って具体的に解説しています。

つまり、本書には情報セキュリティシステム構築の進め方から、必要なセキュリティ対策の技術的な知識が網羅されています。

セキュリティポリシの策定から始まる具体的な進め方は、実務でも大いに参考になると思います。わかりやすく平易な言葉で説明されており、挿入されている多くの事例がその理解を高めてくれます。

構成は次のようになっています。

1章　情報セキュリティアドミニストレータとは
2章　情報資産への脅威
3章　セキュリティポリシの策定
4章　セキュリティシステムの設計と実装
5章　セキュリティシステムの運用管理と評価
6章　セキュリティをめぐる基準・法制度
7章　事例

システム監査人にとっても、セキュリティシステムの構築は必須の知識となっています。ぜひこの機会に勉強してみてはいかがでしょうか。

平成15年度第２回システム監査実践セミナー (in 仙台)受講者募集のご案内

システム監査未経験の会員の皆様へ
システム監査実践セミナーに参加し、システム監査の実際を体験してみませんか!!

ＮＰＯ法人日本システム監査人協会では、設立目的のひとつである「システム監査人の実務能力の維持・向上」のため、下記の日程で第２回目のシステム監査実務セミナーを開催いたします。

このセミナーは、当協会が既に11回の開催実績を重ねる、「システム監査実践セミナー」(１泊２日コース)です。

本セミナーでは、当協会事例研究会で実施したシステム監査普及サービスの事例を教材とし、実践で得たノウハウを会員の皆様と共有することを目標にしています。また、このセミナーを受講し、事後課題を提出頂きその内容が適切と判断された場合には、当協会が認定する公認システム監査人の必要なシステム監査実務を６ヶ月間経験したものとみなされます。

従い、システム監査技術者試験には合格したもののシステム監査を経験されていない会員の皆さん、この機会を利用してシステム監査の実際を体験し、システム監査能力の向上を図りましょう。 非会員の方も大歓迎です。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

追伸：本セミナーについては、以下の資格をお持ちの方の認定セミナーになる予定です。
・ ＩＴコーディネータ対応専門知識研修コース(獲得知識ポイントは追って連絡)
・ 日本公認会計士協会の継続的専門研修制度におけるＣＰＥ認定研修

記

１．日　　時　　平成15年11月23日(日)　13:00より
平成15年11月24日(月･振替休日)15:00まで

２．場　　所　　株式会社ユアテック(東北電力関係会社)　人材開発センター
http://www.yurtec.co.jp/sisetu/index2.html
〒981-3300　　宮城県黒川郡富谷町成田９丁目３番地５
電話番号：022-351-5631

３．費　　用　　会員：　80,000円、非会員：　100,000円
(費用には、教材費、宿泊費、食事費を含みます)
テキストとして日本システム監査人協会編「情報システム監査実践マニュアル」(4,200円税別)が別途必要となります。

４．セミナー内容　　事例研究会が実施したシステム監査普及サービスをケーススタディとして取り上げます。
４～５人程度のグループにわかれ、予備調査、本調査、監査報告などの演習をロールプレイング形式をまじえ、２日間のセミナーを通し体験して頂きます。

５．講　　師　　事例研究会メンバーのシステム監査普及サービス経験者６名(予定)
講師は監査手順の解説・指導の他、被監査企業の社員の役割も演じます。

６．募集対象者および人員
定員20名(最小催行人員12名)

7．申し込み先　ＮＰＯ法人日本システム監査人協会
システム監査事例研究会　事務局担当　沼野伸生　宛
※下記の申込内容を記入の上E-Mailでお申込下さい。
(E-Mail：fwgc5762@nifty.com)

8．申し込み期限　平成１５年１０月３１日(金)

9．問い合わせ　ＮＰＯ法人日本システム監査人協会
システム監査実務セミナー事務局担当 沼野伸生
E-Mail：fwgc5762@nifty.com

以　上

【ＮＰＯ法人　日本システム監査人協会】
平成15年度第２回システム監査実践セミナー参加申込書

平成15年　月　日

①会員ＮＯ．(法人会員の場合は法人名)：

②氏　名：

③資料送付先：　(住所)〒
(宛名)

④連絡先 E-MAILアドレス：
電話No.
FAX-No.

⑤当協会主催のシステム監査実践又は実務セミナー参加経験：
あり(　　年　　月)／ なし

⑥システム監査実施経験：　あり　／　なし

⑦テキスト購入希望：　あり　／　なし
(テキスト：日本システム監査人協会編「情報システム監査実践マニュアル」をお持ちでない方には、当日会場にて市販価格の２割引(3,600円税込み)で頒布いたします。)

新規入会者一覧

番号	氏名	勤務先・所属	支部／地域
1294	宮前　孝一	札幌総合情報センター(株)	情報システム部システム技術課	北海道
1295	池田　昌哉	NTTコミュニケーションズ(株)	ソリューション事業部ITビジネス推進部	関東
1296	渡辺　直人	NTTコミュニケーションズ(株)	ソリューション事業部	関東
1297	熊倉　利昌	NTTコミュニケーションズ(株)	ソリューション事業部	関東
1298	中村　久吉	日経メディアマーケティング㈱	大阪支社	近畿
1299	国分　宏悦	エクセルブレイン		中部
1300	清水　宏	(株)ＦＣＣシステムズ	中国システム開発部	関東
1301	村上　進司	(株)ＳＭＳデータテック	人材開発部	関東
1302	芦田　和彦			中部
1303	木内　康光	紀陽ソフトウエアサービス(株)	企業システム部	東北
1304	魚谷　悦己	Ｄ＆Ｉ情報システム(株)	開発第二部	近畿
1305	関　竜司	ＧＳＸ		関東
1306	太田　利次	(株)ケーケーシー情報システム	公共システム部	近畿
1307	西沢　良一	西沢公認会計士事務所		関東
1308	黒田　克己	(株)リオスコーポレーション	プロジェクト推進部	中国
1309	岩嵜　一郎	新日本監査法人	監査５－２部	関東
1311	矢口　隆明	(株)ＣＡコマンド		中部
1310	富永　佳奈	麻生情報ビジネス専門学校	教務部	九州
1312	大工原幸人			関東
1313	野田　義晴	(株)アシスト	ソリューション技術部	九州
1314	木竜　武芳	パナソニックファクトリーソリューションズ(株)	営業統括部	近畿
1315	内藤　喜博	キャノン販売(株)	ドキュメントソリューション開発部	関東
1316	石澤　友則	東北エプソン(株)	管理部システム推進Ｇ	東北
新入法人会員				
6033	木村　章典	中央青山監査法人		関東

(編集後記)

この夏は、例年になく短い夏だった。電力危機が懸念される中で関東地域では過ごし易い気候が多かったが、逆に大雨・長雨・台風、さらには地震の影響を受けた会員もおられることでしょう。

バーチャルな社会でも、MSブラストなどのウイルスが猛威を振るったが、ニムダ以降、継続的な対策を怠らないようにとの警鐘であろうか。情報セキュリティ対策、さらにはシステム監査への関心は高まってきている。実りの秋を楽しみに、目標を再確認して前進したいものです。(KT)

発行所　特定非営利活動法人日本システム監査人協会

発行人　宮川　公男

事務局 〒163-0716
東京都新宿区西新宿 2-7-1
新宿第一生命ビル16階16W4号室
TEL. 03(3348)4415 FAX. 03(3348)4416

事務局メール：saajjk1@titan.ocn.ne.jp

ホームページ　http://www.saaj.or.jp/

※ご連絡はなるべく郵便または、FAXでお願いします

会員専用メーリングリスト：saaj@mla.nifty.ne.jp

※加入方法は owner-saaj@mla.nifty.ne.jpにお問い合わせください。また受信アドレスの変更時も登録が必要になりますので、上記アドレスまで連絡してください。

会報担当理事

竹下　和孝　んじゃろ監査事務所
富山　伸夫　富山システム監査事務所
吉田　裕孝　三井物産(株)
蓮見　節夫　蓮見システム監査事務所
水野　英治　東京都
力　利則　日本電気(株)

※会員のみなさまからの投稿(連載、随筆等何でもOK)を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール：saaj-kaihoh@egroups.co.jp